

第4章 消防用設備等の技術基準

第3の7 パッケージ型自動消火設備(Ⅱ型を用いるもの)

第4章 消防用設備等の技術基準

第3の7 パッケージ型自動消火設備(Ⅱ型を用いるもの)

パッケージ型自動消火設備(Ⅱ型を用いるもの)の設置及び維持に関する技術上の基準は、パッケージ型自動消火設備告示及び第3の6パッケージ型自動消火設備(Ⅰ型を用いるもの)によるほか、次による。

1 主な構造

火災の発生を感知し、自動的に水又は消火薬剤を圧力により放射して消火を行う固定した消火設備であって、感知部、放出口、作動装置、消火薬剤貯蔵容器等、放出導管、受信装置等により構成される。(第3の7-1図参照)

2 パッケージ型自動消火設備(Ⅱ型を用いるもの)を設置することができない防火対象物又はその部分

- (1) パッケージ型自動消火設備告示第3第2号括弧書きに規定する「易燃性の可燃物が存し消火が困難と認められるもの」とは、表面が合成皮革製のソファ等で、特に燃焼速度が速いものとして、次のいずれにも該当するものが設置されている防火対象物又はその部分をいう。
 ア 座面(正面幅が概ね800mm以上あるもの)及び背面からなるもの
 イ 表面が合成皮革、クッション材が主にポリウレタンで構成されているもの
- (2) 補助散水栓の代替えとしてパッケージ型消火設備を設けることができる場合は、第3の6パッケージ型自動消火設備(Ⅰ型を用いるもの)第2を準用する。

3 同時放射区域

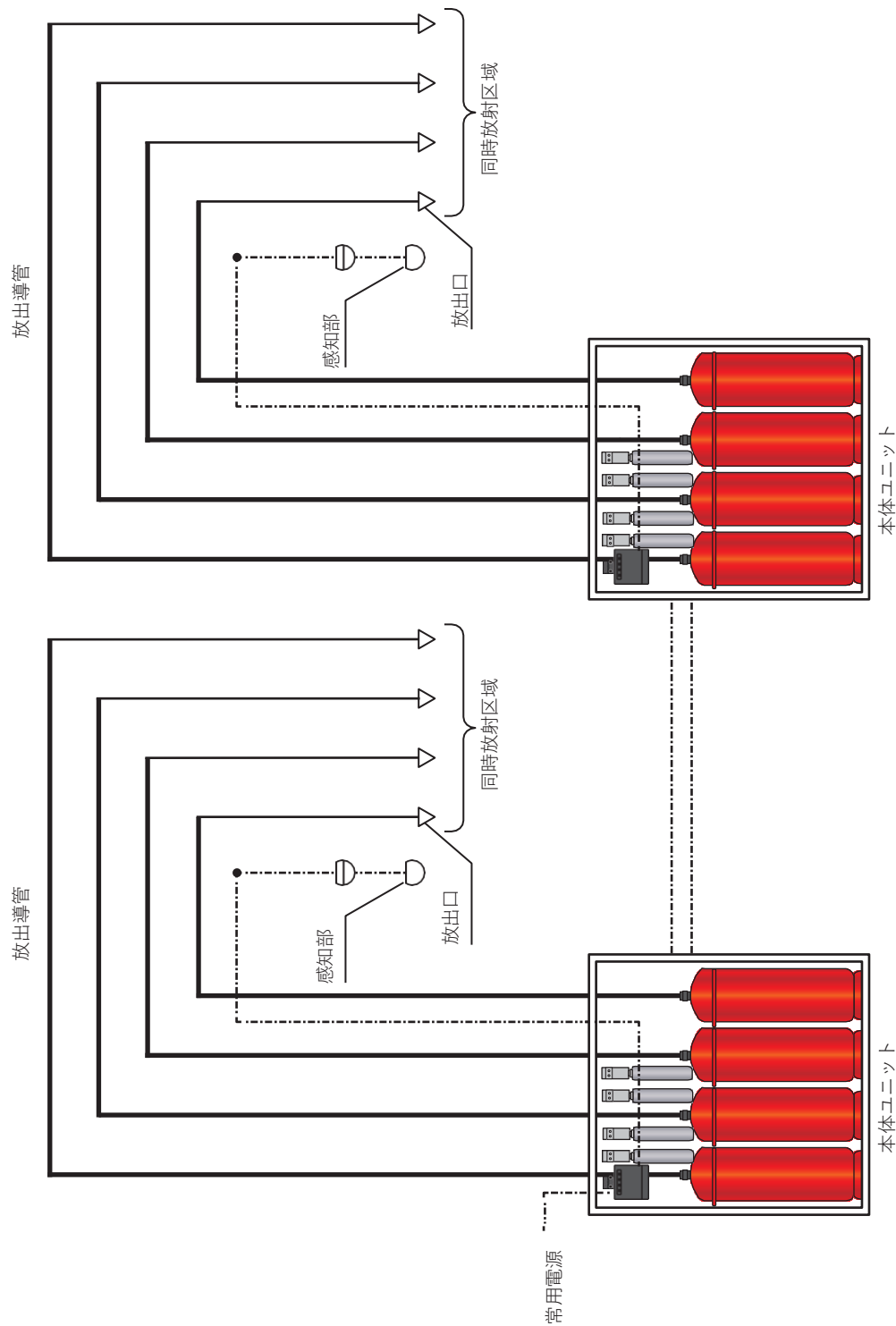
- (1) 同時放射区域は、第3の6パッケージ型自動消火設備(Ⅰ型を用いるもの)第3((1)に限る。)の例による。
- (2) 次のア又はイのいずれかに該当する場合は、収納設備に住宅用下方放出型自動消火装置(「住宅用下方放出型自動消火装置の性能及び設置の基準について」(平成6年3月9日付け消防予第53号)に定める基準に適合するものに限る。以下同じ。)を設置し、代替えする取扱いとして差し支えない。(第3の7-2図参照)
 ア 13㎡以下の居室に対して収納設備を設けることにより13㎡を超える場合
 イ 居室と収納設備の床面積の合計が13㎡以下の場合において、居室や収納設備の形状等から1台では防護が難しい場合であって、次の条件をすべて満たすとき。
 (ア) 一の収納設備の床面積が3㎡以下であること。
 (イ) 設置する住宅用下方放出型自動消火装置は、収納設備を防護できる性能を有すること。
 (ウ) 住宅用下方放出型自動消火装置について、パッケージ型自動消火設備(Ⅱ型を用いるもの)の点検基準に準じた点検を定期的の実施し、適切に維持管理すること。

4 放出口の設置を省略できる部分

パッケージ型自動消火設備告示第4第7号に規定する「省令第13条第3項各号に掲げる部分」の例は、第3の7-3図のとおり。

第4章 消防用設備等の技術基準

第3の7 パッケージ型自動消火設備(Ⅱ型を用いるもの)

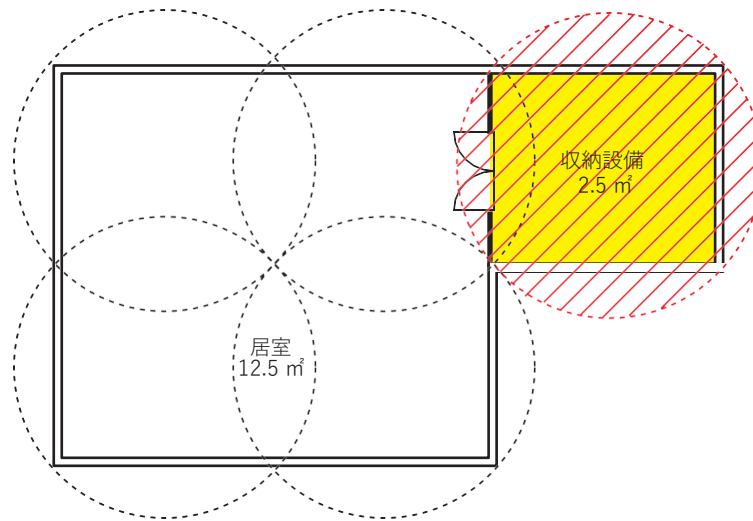


第3の7-1図

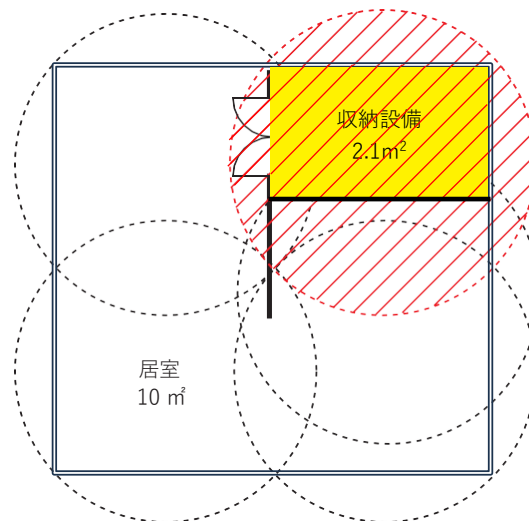
第4章 消防用設備等の技術基準

第3の7 パッケージ型自動消火設備(Ⅱ型を用いるもの)

【13 m²以下の居室に3 m²以下の収納設備が設けられ13 m²を超えた場合の設置例】



【13 m²以下の居室の収納設備がⅡ型1台で防護し難い場合の設置例】



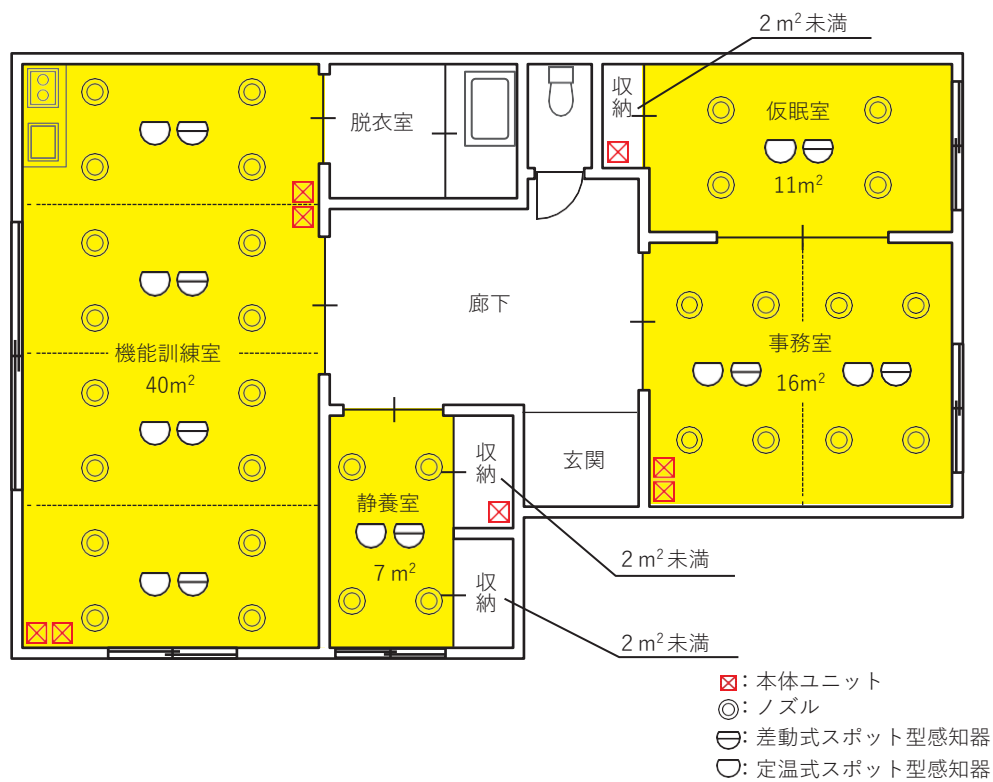
○ パッケージ型自動消火設備Ⅱ型による
消火剤の有効放射範囲

● 住宅用下方放出型自動消火装置による
消火剤の有効放射範囲

第3の7-2図

第4章 消防用設備等の技術基準

第3の7 パッケージ型自動消火設備(Ⅱ型を用いるもの)



第3の7-3図